北海道中標津高等養護学校　学校いじめ防止基本方針

平成３０年４月
いじめ対策委員会

１　基本方針

（１）いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感をもつ。
（２）すべての生徒がいじめを行わないように、いじめ問題にかかわる生徒の理解を深める。
（３）いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、早期発見し、適切な指導を行なうとともに、保護者・地域・関係機関との連携に努める。

２　いじめ防止対策推進法（抜粋）

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

生徒はいじめを行ってはいけない。

３　学校および教職員、保護者の責務

(学校の責務)

・教育活動全体を通じ「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団作りに努める。
・他人を思いやり、互いに認め合う力や円滑なコミュニケーションを図る力を育てる。
・他者から認められていると感じる「居場所づくり」、他者の役に立っていると感じる「絆づくり」の取組を進める。
・規範意識や自他の生命を尊重する心を育むとともに、挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を設定する。
・いじめを認知した場合、家庭や関係機関を連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、組織的に対応する。

(教職員の責務)

・生徒理解を深め、信頼関係を構築する。
・いじめを看過したり軽視したりすることなく、いじめの認知に努める。
・生徒のいじめにつながるような言動を厳に慎む。
・生徒指導に関する研修会などに積極的に参加をして、成果を共有するなど適切に対応できる力を身につける。
・いじめを行った生徒によるいじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみでいじめが解決したとするのではなく、好ましい集団活動を取り戻すよう取組を進める。

(保護者の責務)

・家庭や地域社会のなかで自分の果たすべき役割があること、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むように心がける。
・発達段階に応じて、基本的な生活習慣や社会生活のルール、マナーを身につけさせる。

・生活の変化や不安を感じる兆候があったときには、共感的に理解するとともに学校をはじめ関係機関に相談、支援を受けながら、解消に努める。
・学校と連携して適切な方法によりいじめ問題の解決につなげる。
・保護する生徒がいじめを行った場合、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないように見守り、支える。

4　具体的な取り組み

（1）ア　未然防止

教職員は次の通り基本認識を持つ。

□いじめは人間として絶対に許さないという強い認識にたつ。
□いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
□いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
□関係者が一体となって取り組む。
□毎朝の学年打ち合わせや掲示板、学舎連携において生徒の様子について交流を図る。
□生徒が主体的に取り組める活動（生徒会の「あったか標語の募集」、学年や風紀委員会の「オアシス運動」、ボランティア活動など）、日頃からいじめを生まない思いやりの心を育む。
□規律（授業参加、姿勢、習慣）、学力（学び方、わかる授業、活躍や参加ができる授業）、自己有用感（他者の役に立つ、認められている、大切にされている）を意識した実践を心がける。

イ　早期発見

□いじめアンケート（年２回）やＨＲにおける個人面談などによる調査
※各種アンケートや面談等では、個の特性に十分配慮した丁寧な聞き取りを行う。
□保護者懇談などによる連携
□学年会での生徒の様子などの情報交流、教育相談等の機会を最大限に活用し、生徒の小さな変化をつかむ。（特別な調査に依存することなく、普段の態度、かかわり方を見直すこと。）
□報告、連絡、相談を徹底する。
□速やかな教職員への情報共有（臨時職員会議、朝の打ち合わせなど）

ウ　いじめに対する適切な対応

□いじめが発生した場合には、生徒の特性や家庭環境などを最大限考慮し、事実関係を正確に調査する。
□保護者や担任、室担、必要に応じて外部関係機関と連携し、原因の究明を行う。
□いじめの背景、経緯、該当生徒の特性などを十分理解した上で、指導の観点や方法を導きだし、具体的な指導を実践していく。
□被害側生徒のトータルなケアと親切丁寧な保護者対応、加害側生徒、保護者への適切な指導と伝達を行う。
□傍観者と観衆、地域等への対応も組織的に行う。対応は担任や室担などの個人ではなく、組織（いじめ対策委員会を中心として）で判断し対応していく。
□道教委、マスコミ、警察など外部関係機関への対応は教頭に一本化する。

（2）　いじめが発生した場合、「いじめ対策委員会」を教頭、生徒指導部長、学年主任、寮務主任、生活部長、ＣＯ、養護教諭、該当担任及び室担など（必要に応じて警察などの外部機関を含む）で構成し、各事案の対応及び指導にあたる。（生徒指導委員会の運営計画に準ずる）

（３）　「いじめ対策委員会」では、各学期末にいじめ防止に関する各種取り組みや、いじめの対応などを適切に行ってきたかの確認を行う。
また、いじめが発生した場合のその後の生徒の状況を定期的に確認し、適切な対応を行う。

【年間計画】
４～５月：生徒の実態把握。
６月：第１回いじめアンケートの実施及び対応。
教育相談アンケート実施及び対応。
７月：いじめ対策委員会定期会議（１学期の確認）
生徒指導部だより（第１回いじめアンケート結果の公表）
１１月：第２回いじめアンケートの実施及び対応。
教育相談アンケート実施及び対応
１２月：いじめ対策委員会定期会議（２学期の確認）
生徒指導部だより（第２回いじめアンケート結果の公表）
３月：学年末の確認。
いじめ対策委員会定期会議（３学期の確認）。
年間のまとめと課題検討。

（４）取組評価
【チェック項目】
□ 日々の教育活動において、全職員が各生徒の様子をきめ細かく把握し、学年打ち合わせや掲示板を有効利用し、小さなサインを見逃さないように取り組んでいるか。
□ 日頃から生徒が気軽に何でも相談できる雰囲気と体制づくりがされているか。
□ 寄宿舎、保護者と常に連絡を密にして生徒の様子について共通理解を深めているか。
□ いじめアンケートを正確に実施し、該当生徒と保護者に対して丁寧な聞き取りと対応を行っているか。
□ いじめアンケートの結果を教職員で共有し、適切に対応しているか。
□ いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、未然防止（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
□ いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
□ いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で組織的に対応しているか。
□ いじめ問題が発生した場合に迅速且つ適切に対応しているか。
□ 学校評価に位置づけられている項目に対して適切に対応しているか。

（５）重大事態への対処
（重大事態）
ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
□生徒が自殺を企図した場合
□精神性の疾患を発症した場合
□身体に重大な障害をおった場合
□高額の金品を奪い取られて場合　など

イ「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき」

□年間の欠席が３０日程度以上の場合

□連続した欠席の場合は状況により判断する。

ウ　児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

